

## 令和2年度 第1回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和2年9月17日（火）午後2時から午後4時15分まで
開催場所	市役所東庁舎1階会議室101
出席者	吉井会長、野口副会長 加藤委員、竹内委員、花山委員 寄本委員、小川委員
欠席者	佐々木委員
事務局	市民活動支援課 松岡課長、紫尾主事
傍聴者	3名
議題	(1)市民参加について (2)白井市市民参加条例について (3)市民参加推進会議のスケジュールおよび会議の進め方について
資料	【資料1】第6期白井市市民参加推進会議委員名簿 【資料2】市民参加推進会議委員の職務について 【資料3】市民参加推進会議 規則 【資料4】白井市市民参加条例について 【資料5】白井市市民参加条例逐条解説 【資料6】令和2年度市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について

### （会議次第）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 市民参加推進会議委員の職務について
- 5 会長及び副会長の選出について
- 6 議題
  - 1) 市民参加について
  - 2) 白井市市民参加条例について
  - 3) 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について
- 7 その他
- 8 閉会

(会議内容)

●1 開会

●2 委嘱状交付

●3 市長挨拶

●4 市民参加推進会議委員の職務について

○事務局 市民参加推進会議は、白井市の市民参加に関する基本的な事項などを時代に即してよりより制度として高めていく必要があるという観点から、附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置しております。

市民参加推進会議と市、そして市民、これらの関係については、市が市民参加推進会議に対して、市民参加についてこういったことを審議してほしいということで諮問をいたします。それを受けて、推進会議では、諮問に応じて審議などを行い、答申という形で意見を市に述べるという仕組みになっています。答申については、市民の方々に公表をしていきます。

2の委員構成については、識見を有する者が2名、市内において市民活動を行う団体に属する者が3名、市民の方が5名と、合計で10名となっております。

委員の任期については、1期3年となっております。ただ、1回に限り再任が可能となっております。3回目は駄目ですよとなっております。これは、同じ人が委員として委嘱されるより、より多くの市民に参加していただきたいといった理由があります。一方で、継続的な調査審議が必要な場合もあるため、このような決まりとなっております。

市民参加推進会議の職務については、市民参加条例の第25条に書かれている四つについて、調査審議を行うことが職務となっております。

一つ目の市民参加の実施状況に対する総合的評価。市が計画の策定や市民の権利を制限する条例の制定だとか、大規模な公共施設を整備する計画等を進めていく場合には、市民参加を行いながら、市民の意見を十分に聞きながら進めてくださいねということが市民参加条例の中に定められております。それから、条例には、市民参加をする場合には事前に皆さんにお知らせしてくださいねと、結果は公開するべきところに公表して、市民の方々に情報をと、こういったことも定められております。

そして、市民参加推進会議では、市民参加条例に基づいて市民参加をきちんと市が行っているのか。市民参加の方法は適切であったか。それから、市民参加を行った結果をきちんと公表しているのか。その取扱いや公表方法などが適切に行われていたのかという部分について、評価をしていきます。

この総合的評価というのが、市民参加がきちんと行われているのかどうかという部分の評価になりますので、この事業が本当に市にとって有用だったのか、事業の在り方について、その中身の部分についての評価は行いません。

●質疑なし

## ●5 会長及び副会長の選出について

推薦により会長に吉井委員が就任。  
推薦により副会長に野口委員が就任。

## ●6 議題1 市民参加について

流通経済大学准教授加藤先生より説明。

### ● 議題2 白井市市民参加条例について

○事務局 条例の内容になるのですが、まとめるとこの2行になります。市民参加についての基本的な事項と、市政運営に市民意見を反映するための手続となっております。これは、市民参加条例の目的だとか制定理念、それから、市が市民参加を行っていくときには、先ほど加藤先生から幾つか手法の御紹介ありましたが、情報公開をしているか等市民参加を行っていく際のルールが定められております。条例は、前文と、それから第1章から第4章までの合計で28条の構成となっております。

前文の説明になります。ここでは大きく三つのカテゴリーに分けられておまして、一つ目が、一般的な地方自治体の役割。それから、市における市政運営の市民参加の必要性。それから、条例の制定理念と、三つになっております。

2条、用語の定義になりますが、四つあります。市民とは、市内に在住、在勤、それから在学する者。そして、市内に事業所を有する法人、その他の団体なども市民として、ここでは含めております。

市民参加の部分。ここは市の施策の立案、実施、評価の最後まででの施策の過程の部分ですね。ここの中で、広く市民の意見を反映させながら、市民と市で連携・協働して、まちづくりを推進することとしております。他、連携・協働、実施機関と用語があります。

第3条、基本原則になります。こちら先生からお話があったように、情報公開なくして市民参加なしということで、市民と行政、ここは情報公開、情報共有を行っていくことが非常に大切だということを述べております。

4条と5条とあるのですが、市の責務と、それから市民の責務があります。市民参加を進めていく上では、市はこういったところに留意して努めていってくださいというようなことが書かれています。行政活動に関する情報の積極的な提供。これは情報提供をしっかりやってくださいねということですね。機会の積極的な提供に努めるということで、参加の機会がないと市民参加は行えないですよということで、そういった場を設けてくださいとなっております。

続いて、市民の責務。市が一方的に進めていくのではなくて、市民の方も自らの責任と役割などを自覚しながら、地域をよりよくしていこうと、積極的に参加を努めるというようなことが書いてあります。

続きまして、市民参加の対象で第6条になります。計画の策定、条例の制定などを進めていく場合には、市民参加をやっていく必要があるのですが、その対象の事業はどういったものか書いてあります。基本構想、基本計画、個別計画、こちらの制定、または変更という部分については、例えば、地域防災計画だとか、環境基本計画。それから、基本理念を定める条例の制定というところでは、環境基本条例とか、いわゆる市民の方に直接影響

がある、または市の基本的な方針を定める条例の制定などが挙げられます。

続いて、10条から13条で審議会等について定められておりまして、条例には、審議会の委員は公募枠を設けるように努める、選考基準は公表しなさい、それから、会議は原則公開で、日時、開催場所などを必ず事前に公表してくださいとしっかりと条例には出ています。同じように、パブリックコメント、アンケート、意見交換会、ワークショップ、住民投票というものがあつて、それぞれ情報公開とか、事前周知などはしっかりとやっていきなさいと、それぞれ定められています。

それから、24条に、その他の方法がありますが、ここでは、これまでの七つの手法以外のものとして、それぞれ担当課が効果などを考えながら個別にやっていくようなものでして、住民説明会の実施だとか、講演会だとか、福祉計画を策定する場合には、福祉関係団体にヒアリングを行ったり等、そういった七つの方法以外のものをその他の方法として条例で定めています。

第8条と9条の部分では、市民参加を行った結果、頂いた御意見等は分かりやすく公表を行う。そして、受け止めるだけではなくて、市の検討結果、その理由などもしっかり公開してくださいねというようなものです。意見の公表方法は、情報公開コーナー、広報しろい、ホームページ、その他というものがあつて、情報公開コーナーは、市役所1階のコンビニの目の前にあつて、そこで公開をしております。その他の方法としては、各センターだとか、図書館とか出先機関等で公表を行っております。

最後に、第4章ということで、26、27、28条とありまして、広聴活動ということで市長への手紙という、御意見があれば市長へ手紙を送るという制度があるのですけれども、こういった活動は継続的に行っていくこと。27条のほうでは、市民参加はもちろん大事なのですけれども、地域で活動を行っている市民活動というのを支援、こういったこともしっかりやっていく必要がありますよとなつていまして、市民活動支援課では、団体さんへ補助金の交付をなんかを行っております。

## ●質疑

○委員 市民参加のイメージが、7条のところで、市民参加の手法で幾つかありますよね。審議会の設置、パブリックコメントとか、アンケート調査。今年度、令和2年度が始まって、この手法が使われたものというのは、具体的にどんなものがあつたのですか。

○事務局 今年度の市民参加、こういったことをやっているかというのは、具体的に把握はしていませんが、審議会は多くの部署が行っています。それから、パブリックコメントは、都市計画課で行っていました。

○委員 我々の職務は、市民参加条例の対象事業に於いて市民参加が確実に実施されたか、審議会、パブリックコメントなどが適切に行われていたか評価することですか。

市民参加条例に基づく対象事業は、どのような形で対象事業となるのですか。

○事務局 白井市のまちづくりは、総合計画という計画がございまして、その計画に基づいて、各分野分野の取組が実施をされています。現在は、第5次総合計画というものがございまして、その分野分野の取組を押し進めていくために、個別の計画というものが策定されています。それが健康分野で自殺の関係だとか、あるいは健康づくりの計画だとか、そういったものが策定をされています。

ですので、その大本は、この第5次総合計画というものになっておりますので、この総合計画のまちづくりの考え方を実現させていくために、どういう個別の取組が必要かということで、また計画があって、そういった計画をつくっていく上で、市民参加が必要になってきますので、その過程をこういった審議会で評価するというような流れになります。

○委員 総合計画に基づく市民参加の対象事業は数多くあると思いますが、対象事業として選定決定するのはどこで行うのですか。たとえば、健康課の市民参加の対象事業の自殺対策ですが、今回、色々市民参加の対象となるテーマがある中でこのテーマを取り上げるべきと選定し決定したのは誰ですか。

○事務局 こちらの計画は、本当に30計画とか、もしかしたら、それ以上あるぐらいに、テーマ、テーマに計画を、実は市の中で持っております。たまたま年度によって、その計画をつくる年とつukらない年がありますので、つくった年は、その翌年度に市民参加推進会議で評価するということになっていきますので、たまたまその年度にその計画をつくったということで、ほかにも防災の計画、福祉の計画、コミュニティの計画、様々あるものですから、それはその時々タイミングによって、評価をする年が違くと。その計画を、ほかにも重要なものがあつたりとか、いろいろあると思うのですけれども、国のほうから、計画をつくるようにというように定められているものと、市町村が独自に政策にのっとつてつくっているもの等がありますので、その辺のところは市町村によって特色があつたりしますけれども、年度によって、その計画をつくる時、あるいは見直しをする年度が様々なものですから、年度、年度で評価をする対象事業というものが多かつたり、少なかつたりということがあります。

○委員 ここに11月の西白井地区コミュニティ施設整備事業の計画があるのですけれども、これはこちらの市民参加推進会議以外の部署か何かがついていったことを議題として取り上げられて。これは重複してしまつて構わないのでしょうか。

○事務局 今年度は、この三つの事業の評価なのですけれども、市民活動支援課では、庁内の各部署が行つた市民参加の対象となる事業を市民参加推進会議で評価をするということが役割になっておりますので、関係各課が実施した事業を皆様によって評価をしていただく。この③番の西白井地区コミュニティ施設整備事業というのは、これはたまたまなのですけれども、市民活動支援課の所管する事業ということになっております。

○事務局 事務局から、今日、皆様にお伝えしたい一番のことは、市民参加の対象となっている事業について、条例で求められている、この市民参加の手続が、正しくそのとおり実施をされているのか、いないのかということをご委員の皆様から御議論をいただいて、そして、評価をするということで、今日は評価の仕方ということの説明はしておりませんので、次回になるのですけれども、今日と次回を合わせて、この審議会でご何をどのようにしていくかということをご皆さんとゆつくりと理解をともにしていけたらなと思つております。

○委員 今、やはりすごく重要なポイントだと思つたのですけれども、市民参加の評価というところをやる委員会なのだというところの理解がつてすごく重要だと思つます。例えば、今回の説明からはみ出してしまつたのですが、26ページに140も事業をやられていて、各課でこれだけ審議会だつたり、パブリックコメントを選択しながら継続されてきて、それをさらに市民が評価していくということを通じて、この白井市の市民参加の手法であつたり、

行政がそれをやっていること自体のクオリティーが高まっているということを行政の皆さんが実際に感じていらっしゃるか。その選択をする基準というのが、何となく明文化されていないにしても、行政の中でスタンダードになってきたとか、そういうことがあると、私たちもすごくやりがいを感じられるのではないかなと思いました。何かそういうのはありますでしょうか。

○事務局 市民参加の評価を通じて、職員の市民参加に対する姿勢というものは、徐々にではありますけれども、広がり、定着してきています。

ただし、その市民参加というものは、まだまだ義務なのかというようなところにとどまっているというところで、市民参加を実施していくということについての職員は、それはほぼ頭の中に入っているのですが、自分が受け持つ事業で、どのような市民参加をどのタイミングで、どういう手法を用いながらやっていけば、よりよい市民参加やまちづくりにつながっていくのかというところを各職員が考えて、それをいわゆる政策決定して、実行していくというところは、まだまだ伸び悩んでいることですので、今回の市民参加の評価を通じて、そういったことも委員さんのほうで見ていただく中でお気づきになるところが出てくると思いますので、いろいろな皆さんからの意見を頂きながら、それをまた庁内の職員に伝え、そして、次のステップアップのために生かしていきたいと思います。

### 議題3 市民参加推進会議のスケジュール、会議の進め方について

事務局より資料のとおり説明

### 議題の7 その他

事務局よりその他事務連絡

●閉会